

第 55 号 議 案

長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成24年長崎県条例第52号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第 2 条 信号機に関する法第36条第 2 項に<u>規定する</u>基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び<u>遠隔操作型小型車</u>（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第 3 項に規定する<u>特定小型原動機付自転車をいう。</u>）及び自転車が道路を横断することができる</p>	<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第 2 条 信号機に関する法第36条第 2 項に<u>該当する</u>基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車<u>が</u>道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示</p>

きる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

しないこととなるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第21号及び令和5年国家公安委員会規則第5号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。